

一般社団法人 日本専門医機構
第6期第10回理事会 議事録

1. 開催日時 2025年3月21日（金） 16時00分～18時35分
1. 開催場所 日本専門医機構会議室（会場およびWEB会議）
1. 現在理事数 25名
出席理事数 23名
理 事 長 渡辺 毅
副理事長 角田 徹 齊藤 光江（WEB）
理 事 浅井 文和 麻倉 未稀（WEB） 飯野奈津子（WEB）
池田 隆徳（WEB） 井上健一郎 今村 英仁（WEB）
江口 英利（WEB） 大屋 祐輔（WEB） 岡 明（WEB）
岡田英理子（WEB） 北村 聖（WEB） 木村 壯介（WEB）
名越 澄子（WEB） 福原 浩（WEB） 松村 謙臣（WEB）
松本 陽子（WEB） 宮崎 俊一 森 隆夫
矢富 裕 渡辺 雅彦（WEB）
※（WEB）は「WEB会議システム」利用による（「WEB会議運用規則」第2条）
1. 現在監事数 3名
出席監事数 2名
監 事 兼松 隆之（WEB） 茂松 茂人
1. 事務局 事務局 他
- 欠席理事数 2名
理 事 今野 弘之 古川 博之
欠席監事数 1名
監 事 相澤 孝夫
1. オブザーバー 遠藤 久夫（学習院大学長）
生坂 政臣（日本専門医機構総合診療専門医検討委員会委員長）
市川 智彦（日本専門医機構専門医認定・更新委員会委員長）
田中 瑞枝（日本医師会生涯教育課）
加藤 斐菜子 染谷 拓郎 小林 剛 大畑 浩（厚生労働省医政局医事課）
(全て五十音順／敬称略)

議事次第

I. 第6期第9回理事会（2月21日開催）議事録の確認

II. 協議事項

1. 専門研修プログラム委員会

(1) プログラム整備基準の変更について（産婦人科）

(2) プログラム廃止について

2. 研究医養成に関するワーキンググループ

(1) 「研究医養成に関するワーキング パンフレット・ポスター作成」外部委託費について

3. 総務委員会

(1) 令和6（2024）年度事業報告

(2) 第6期各委員会活動における目的・目標について

(3) 各種規程改定

1) 委員会規程

2) 情報セキュリティ関連規程

(4) 理事会への収支報告について

4. データベース検討委員会

(1) サブスペシャリティ領域研修に関するデータ管理について

(2) 医籍登録番号確認AIシステムの導入

5. 専攻医募集方法に関する検討ワーキンググループ

- (1) 3月31日開催「専攻医募集方法に関する検討ワーキング シンポジウム」外部委託費について

6. 専門医認定・更新委員会

(1) 専門医新規・更新認定審査

- 1) 基本領域認定審査：内科、小児科

- 2) 基本領域更新審査：整形外科、臨床検査、リハビリテーション科、皮膚科、脳神経外科、放射線科、精神科、形成外科、麻酔科、泌尿器科（休止）

(2) 総合診療の新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置について

(3) 外科領域の機構への移行について

7. 事務局長候補者について

8. 追加採用について

Ⅲ. 報告事項

1. 各種委員会

(1) 専門研修プログラム委員会

(2) 研究医養成に関するワーキンググループ

(3) 総務委員会

(4) 専門医認定・更新委員会

(5) サブスペシャルティ領域検討委員会

(6) 総合診療専門医検討委員会

(7) 「専門研修プログラム委員会」「研修検討委員会(プログラム等)」合同会議

(8) 地域医療・定員問題検討委員会

(9) 必要専門医数検討ワーキンググループ

(10) 外部評価委員会

2. 専攻医登録状況について

3. 高額取引報告

4. 令和7年度定時社員総会について

5. その他

(1) 厚生労働省令和6年度医療施設運営費等補助金交付決定について

(2) 厚生労働省令和6年度調査分析事業報告書について

(3) 次回（3月24日）定例記者会見について

(4) その他

Ⅳ. その他

16時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数の確認があり、本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 第6期第9回理事会（2月21日開催）議事録の確認

渡辺理事長より、第6期第9回理事会（2月21日開催）の議事録の確認が行われ、問題がある場合は申し出て頂くこととした。

II. 協議事項

1. 専門研修プログラム委員会

(1) プログラム整備基準の変更について（産婦人科）

岡田理事より、産婦人科領域の専門研修プログラム整備基準の変更が諮られ、承認された。主な変更内容は、修了要件の一部修正（日本産科婦人科学会点数の付与終了の反映）、プログラムの休止・中断条件の追加（防衛医科大学校出身者が自衛隊幹部学校に入校した場合に対応）、研修期間に関する記述の変更（常勤勤務であることの明文化および同一施設3ヶ月以上の研修を求める対象者の明確化）の3点である。

(2) プログラム廃止について

岡田理事より、産婦人科領域で専門研修プログラム廃止の申請が1件あったことが諮られ、承認された。なお、廃止理由は、佐賀県からの要望書に基づき、同県における医師数、ひいては指導医数に限りがあることから、同県内のプログラム統合を行い、指導医を研修に注力させるためである。

なお、このプログラム廃止により佐賀県の産婦人科の基幹施設は佐賀大学病院のみとなり、専攻医年度採用実績が350名以上の基本領域は都道府県ごとに複数の基幹施設を置くことを求めた専門医制度新整備指針運用細則で規定されている基幹施設の認定基準に反することになるが、日本産科婦人科学会の研修委員会委員長を務める松村理事より、複数の基幹施設を設置できない事情のある場合は地域医療対策協議会で議論を行ったうえで当機構に申し出ることを定めていることが説明され、佐賀県でも十分な議論が行われたとの認識が示され、琉球大学の大屋理事からも、専攻医が福岡県や長崎県のプログラムに流出することを防ぐためにはマンパワーを分散させず1ヶ所に集中させることが重要だという佐賀県の事情が説明され、地域医療対策協議会で議論された結果であれば支持するという意見が出された。本件に関しては、専門研修プログラム委員会において、複数の基幹施設を置けない都道府県に関する規定の検討を行うこととなった。

そのほか、理事からは、研修施設が大学に限られることになるが医局への「入局」が条件になっていないことを確認すべきではないかとの質問が出されたが、岡田理事より、本件は委員会では議論とならなかったため確認する意向が示された。渡辺理事長からは、「入局」は公式な言葉ではないため、文書にして何らかの制限を加えるのは難しいのではないかという意見が出された。

2. 研究医養成に関するワーキンググループ

(1) 「研究医養成に関するワーキング パンフレット・ポスター作成」外部委託費について

岡田理事より、今年度および来年度予算確定後に本ワーキンググループで検討および承認されたため予算措置されていないが、2026年度専攻医募集に向けて6月以降開催予定のレジナビで臨床研究医コースの周知・広報のためのパンフレットとポスター制作を外部委託するにあたり、3社から見積り提出を受け検討した結果、当機構から総合診療専門医のパンフレット制作で委託実績があること、医療分野を専門とした制作会社であり適切な図表やオリジナルイラストの制作、プロによるライティングも可能で

あること、以上の理由により、株式会社嵯峨野が委託先として適当であると決定したことが諮られ、承認された。なお、本件は予備費から支出予定であることも併せて説明された。

3. 総務委員会

(1) 令和6（2024）年度事業報告

矢富理事より、各委員会の委員長に対し、令和6年度（2024年度）事業報告の執筆を依頼することが諮られ、承認された。

(2) 第6期各委員会活動における目的・目標について

矢富理事より、1月開催の理事会で承認された第6期各委員会活動における目的・目標について、運営委員会の目的に「運営委員会自体も独自の提案を理事会に挙げる機能を有する会議体とする」という文章を追加することが諮られ、承認された。

また、同じく1月開催の理事会で承認された各委員会の成立要件および議決要件の統一（委員会の成立要件は委員総数の過半数の出席とすることおよび議決要件は出席委員の過半数とすることを基本とし、そこから各委員会の性質にあわせてカスタマイズ可能）について、各委員長にこのルールで運用可能か確認したところ、倫理・COI委員会はその性質上、議決要件を「全員一致を基本とするが、やむを得ない場合には出席委員の過半数の議決とする」とすることが諮られ、承認された。

なお、理事から、委員数に関する規定（下限）の有無について確認があり、渡辺理事長からは、現状各委員会における決議結果は必ず運営委員会でチェックされる体制であるため、少人数による議決であっても問題にはならないとの考えが示された。さらに、委員会が各種審査を行う際に半数近くの委員が反対しているものが承認されるのは問題ではないかという意見や、倫理・COI委員会の議決要件を全委員会が採用した方がよいのではないかという意見も出たため、委員数に関する規定の件と合わせて、総務委員会において議論することになった。

(3) 各種規程改定

1) 委員会規程

矢富理事より、現在の当機構の委員会に関する規程として、2016年作成の委員会総則、2020年作成の委員会規程があるが、その内容を比較したところ、後年に作成された委員会規程は先に作成された委員会総則の更新版であることを確認したため、2020年の委員会規程制定時に行うべきであった委員会総則の廃止を行うことが諮られ、承認された。

また、委員会規程に、本理事会で承認された各委員会の成立要件および議決要件に関する規程を追加するとともに、既に運用されている内容を明文化する意味で委員会名称の変更に関する規定および委員会での必要に応じたワーキンググループの設置に関する規定を追加することが諮られ、承認された。なお、本規程の改定は、4月1日施行とする。

なお、理事から、今回提示された規程の文言に不一致が散見されるので、当機構の規程全般の表現についてある程度の統一感が必要ではないかという意見が出され、必要に応じて総務委員会で議論を進めることになった。

2) 情報セキュリティ関連規程

矢富理事より、プライバシーマーク取得前および事務所移転前に策定した情報セキュリティ関連規程規定について、プライバシーマークに関する規程と重複する点や移転後の環境に即さない点があるため、現状に合わせて更新した改定版が諮られ、承認された。こちらも、本規程の改定は、4月1日施行とする。

なお、次回のプライバシーマーク更新時に、本規程とプライバシーマーク関連規程との一本化を検討することが併せて説明された。

(4) 理事会への収支報告について

矢富理事より、1月開催の理事会において、会計伝票運用規則の別表である「支払い職務権限一覧表」への但し書きとして、500万円以上の支払いに関しては理事会の承認を、100万円以上の支払いは理事会への報告が必要であることを付記することが承認され、2月から支払報告を開始しているが、現在株式会社日経メディカル開発に委託している認定証作成に係る支払いについて、作成単価が定まっていることおよびひと月の認定証作成枚数によっては1回の支払金額が500万円を超える月が度々あることから、経理実務上の例外として、理事会における報告事項とすることが諮られ、承認された。

齊藤副理事長からは、本件に関しては運営委員会で議論となり、この件に限らず高額の契約は慎重に検討するべきとの意見が出たことが説明された。また、渡辺理事長より、委託業務に関しては契約更新時に改めて検討を行う必要性が示され、認定証のデジタル化を推進する必要性についても言及があった。矢富理事からは、認定証発行に限らず、各種業務委託契約について総務委員会で見直しを進める意向が示された。なお、他の理事からは、委託業務に関する契約を管轄するのは総務委員会なのか確認があり、役割分担についても検討を行うことにした。

4. データベース検討委員会

(1) サブスペシャルティ領域研修に関するデータ管理について

松村理事より、当機構システムにおけるサブスペシャルティ領域に関するデータについて、基本領域と同様に必要最低限の項目を管理すること、サブスペシャルティ領域学会事務局からデータの提供を受けて当機構で入力すること、専攻医の医籍登録番号および研修の質を担保するために必要な研修開始日・修了日については各領域学会がデータを所有しているため入力・反映させるが、研修施設については領域学会ごとにデータ把握のタイミングが異なる等の課題があるため任意入力とし、当機構システムの専攻医マイページには当面は反映させない（将来的には反映される仕様とする）という対応を行うことが諮られ、承認された。

理事からは、研修修了日だけではなく、専門医の更新年を把握する意味でも専門医認定試験の合格年等のデータも保持してほしいという意見が出された。

また、理事から、研修施設データに関し、当機構の重要な役割である専門医の質の担保を実現するには研修施設および当該施設の指導医のデータは必要不可欠であるため「当面」という言葉にとどめず期限を定めデータ収集体制を整えることを各領域学会に求める必要があるとの意見が出されたが、施設管理コードの整備が進んでいないため期限を定められないこと、当機構の体制を整えた後にデータ収集を通知する予定であることが説明された。これについては、別の理事から、ある学会では専門医認定試験の受験資格確認時に指導医の署名付き書類を実施主体の学会に送り申請を出すことを課している領域もあり、専攻医本人が当機構に対し例えばマイページへの入力等何らかのアクションを取ることを受験資格とするような仕組みをつくるのが良いのではないかという意見や、研修修了日の登録時に研修施設を併せて登録するよう規定してはどうかという意見も出され、渡辺理事長からも、研修施設データの入力を認定証発行の条件とする案が出されたことから、これらの意見について、データベース検討委員会で検討することとなった。なお、事務局から、各領域学会事務局に確認したところ、研修施設は概ね把握しているが、カリキュラム制であるため複数の研修施設で研修した専攻医が多く、これを当機構に報告するとなると相当な労力が掛かるという回答があったこと、また、来年度受験予定の専攻医はすでに研修修了しており今から研修施設情報の追加登録を求めるのは困難であることから当面は研修施設データの提供を任意としていることが改めて説明された。そのほか、サブスペシャルティ領域においても申請

時には学会事務局において研修修了確認が必須となっていることから、これから試験に臨む分に関しては研修修了日を確認することは可能との見解を得ていることが説明された。

(2) 医籍登録番号確認AI システムの導入

松村理事より、JMSB Online System+への年間約1万人の専攻医登録のうち数%程度に医籍登録番号の不備があり、現状医師免許証との照合確認の全件を担当者が1年がかりで目視で確認しているが多くの時間と労力を要していることから、医籍登録番号確認AIシステムの導入を検討したうえで当該AIシステム構築の専門業者3社から見積りを取り、システム構築費用、運用費用、および実績等を比較した結果、委員会としては、構築費用500万円、運用費用0円かつ実績豊富な株式会社AVILENに委託するのが適当であると決定したことが諮られた。

理事からは、株式会社AVILENが運用費用を必要としない理由、システム構築に掛かる時間、改修等が必要となった場合の対応に関し確認があり、事務局から、開発期間はいずれの会社も4~5ヶ月であり、株式会社AVILENからは今回想定している規模のシステムの場合運用費用は掛からない旨の回答があったことが説明された。別の理事からは、クラウドのAIを利用したAIシステムだとしたら月額使用料が必要となるのが通常ではないのか、システム構成はどのようなになっているのか、他の2社が運用費用を設定している理由は何かという質問が出され、事務局からは、外部のAIを用いるのではなく当機構のシステムであるJMSB Online System+に組み込む形での運用であることの説明がなされた。

最終的に、理事から出た細かな確認事項に関しては事務局から業者に再確認すること、本理事会での説明と齟齬があった場合には改めて理事会に諮ること、以上を条件に、本件は承認された。

5. 専攻医募集方法に関する検討ワーキンググループ

(1) 3月31日開催「専攻医募集方法に関する検討ワーキング シンポジウム」外部委託費について

北村理事より、3月31日にオンラインにて開催予定の「専攻医募集方法に関する検討ワーキンググループ シンポジウム」の参加者募集の結果、申込みが約1,300人以上にのぼり、当機構の設備では万全の対応が難しいと判断したことから、WEB配信業者3社から見積りを取ったところ、業務内訳はほぼ同等であったため、見積金額がもっとも低かった株式会社SC-Laboに委託することが諮られ、承認された。

なお、福原理事（財務委員長）より、本件は50万円以上100万円未満であることから、担当委員会・ワーキンググループにおける業者選定後、財務委員長の承認を経るものであるが、予備費との関係で、本日の理事会で承認された研究医養成に関するワーキンググループのパンフレット製作の委託費と併せて理事会承認とするか確認があり、了承された。

6. 専門医認定・更新委員会

(1) 専門医新規・更新認定審査

1) 基本領域認定審査：内科、小児科

森理事より、機構の定めた認定基準に基づき学会の一次審査に合格した内科（2024年度82名、2023年度7名、2022年度2名）、小児科（487名）の専攻医について、委員会での二次審査の結果、機構認定専門医として新規認定したことが報告され、承認された。なお、内科2024年の82名、2023年度の7名、および2022年度の2名はCOVID-19 措置対象で修了要件を満たした者の追加申請である。2022年度の2名は試験合格から2年以上経過しているためセルフトレーニング問題を課し、これに合格している。

2) 基本領域更新審査：整形外科、臨床検査、リハビリテーション科、皮膚科、脳神経外科、放射線科、精神科、形成外科、麻酔科、泌尿器科（休止）

森理事より、機構の定めた基準に基づき学会の一次審査に合格した整形外科（3,163名）、臨床検査（93名）、リハビリテーション科（456名）、皮膚科（438名）、脳神経外科（2024年度20名、2025年度1,755名）、放射線科（1名）、精神科（1,757名）、形成外科（658名）、麻酔科（2,026名）の専門医について、委員会での二次審査の結果、機構認定専門医として承認したことが報告され、認定が承認された。

また、臨床検査（7名）、リハビリテーション科（7名）、精神科（52名）の専門医の更新猶予・延長申請、麻酔科（37名）、泌尿器科（2名）の更新休止について諮られ、承認された。

なお、森理事より、リハビリテーション科の猶予・延長申請者のうちの1名の申請理由は、外務省医務官としての在外勤務であるが、過去の記録を確認したところ、2018年に外務省から当機構に対して公的活動を診療実績として認めてほしいという要望がありその際当機構としては認めるが最終判断は各基本領域学会に委ねると回答していたことが確認できており、今回のリハビリテーション科の在外勤務者については学会から猶予申請が来ていることから猶予として扱う方針であることが説明された。なお、専門医認定・更新委員会の委員である別の理事からは、2024年に病理学会から同様の配慮を求められた際に当時の本理事会（第5期第24回理事会）で検討したうえで認めないと決定したことから病理学会が要望を取り下げたという経緯があったことが述べられ、学会に判断を任せるのではなく当機構としての統一的な扱いを規定すべきであるという意見が出された。それゆえ、本件については、次回の専門医認定・更新委員会において議論を行う予定であることが示された。

森理事からは、猶予、休止、不合格の扱いが領域学会によって異なるため各基本領域に対して用語の統一を要望する必要があること、また、更新における「不合格」とは翌年の再受験が許される保留状態であるため用語を整理したいという意見が出された。渡辺理事長からは、女性が妊娠・出産等で資格取得を諦めずに済む猶予制度の存在が広く知られていないことも問題であり、連絡協議会に対して再度周知すべきとの意見が出され、さらに他の理事から、専門研修において妊娠・出産等に配慮する規定と更新における休止・猶予の規定が混同されているため、こちらも整理すべきとの意見が出された。これらの用語の整理についても、専門医認定・更新委員会にて議論を進めることとなった。

(2) 総合診療の新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置について

森理事より、総合診療領域における新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置として、必修ローテート分野の経験目標についてローテート期間以外の症例を認める、1年間に限り修了審査を猶予する等の対応を取ることが諮られ、承認された。

(3) 外科領域の機構への移行について

森理事より、外科領域から2026年度から基本領域およびサブスペシャリティ領域ともに2026年12月31日までの認定期間の学会専門医を機構専門医に移行させることを希望していること、そのうえで、基本領域とサブスペシャリティ領域の同時更新が可能か、（学会認定）サブスペシャリティ領域専門医の機構認定への移行はいつから可能になるかの2点について照会があったことが説明された。

まず、外科領域の連動更新自体は以前理事会承認しているが、あくまでも基本領域が機構専門医であるという前提であり、今回の照会は、基本領域が学会専門医である場合にサブスペシャリティ領域も同時に更新できるかというものである。整備指針においては、サブスペシャリティ領域の専門医資格を更新する際は基本領域が機構専門医であることが必要との記載があるが、外科領域は基本領域の専門医更新とサブスペシャリティ領域の専門医更新が同時期の先生の場合は基本領域とサブスペシャリティ領域の専門医を同時に更新したいとの意向を示している。

以上を踏まえ、本件について、委員会では、基本領域である外科専門医更新基準はすでに理事会承認されており、その基準に基づき基本領域の更新が行われること（2026年度、2027年度更新者においては配慮あり）、サブスペシャルティ領域においては、機構認定サブスペシャルティ領域「専門医の認定・更新」に関する整備指針の改定が遅れているため学会更新要件で更新いただくことが決定していること、以上の理由により、外科領域の同時更新は認めること、移行可能時期は明言できないこと、以上を回答することが諮られ、承認された。なお、今後新たに規定される更新基準に関しては引き続き検討を行うことを付記することが提案され、事務局で対応することとした。

7. 事務局長候補者について

渡辺理事長より、事務局長の選任について、当機構の事務局長候補者を募集した結果多数の応募者があり、選考実施主体である機構体制検討ワーキンググループ委員複数名同席および事務局職員2名陪席のもとで、書類選考通過者に面接を実施し、同ワーキンググループにおいて委員全員で選考を行った結果、若松氏を事務局長とすることが諮られ、承認された。

理事からは、まずは専門医制度や学会等についての見識を深めていただくのが重要だという意見が出され、渡辺理事長から、今回の募集では学会および行政機関に関するCOIがない方を対象としたこと、着任後は専門医制度および当機構の体制・規程等の理解や事務局職員との話し合いから始めていただく予定との説明がなされた。

なお、応募者選考に関する議論については、当該応募者の個人情報を含むことから、本議事録においても議論内容を含め詳細な記載は行わないこととする。

8. 追加採用について

渡辺理事長より、応募者のうち、今回の事務局長選考からは外れたが、事務局長を補佐する次長格の地位を役職とする職員として1名追加採用をすることが諮られ、承認された。

Ⅲ. 報告事項

1. 各種委員会報告

(1) 専門研修プログラム委員会

岡田理事より、産婦人科領域で1施設、麻酔科領域で1施設、眼科領域で3施設の連携施設追加の申請があり、承認したことが報告された。

また、3月13日に2024年度第10回専門研修プログラム委員会を開催したことが報告された。

(2) 研究医養成に関するワーキンググループ

岡田理事より、3月14日に2024年度第7回研究医養成に関するワーキンググループを開催したこと、専攻医、責任医療機関および学会からの臨床研究医コースに関する多数の問合せについて確認を行っており、2021年度および2022年度開始の専攻医が研究フェーズに入っており2026年度修了となる専攻医もいることから現在は修了要件に関わる質問が多く寄せられていること、2026年度に本コース初の修了生が誕生するのに備えて修了承認までの流れについて審議を進めていくことが報告された。

また、日本専門医機構臨床研究医優秀賞の実施概要についても、公開前の最終確認を行ったことも併せて報告された。

(3) 総務委員会

矢富理事より、3月10日に2024年度第5回総務委員会を開催したことが報告された。

(4) 専門医認定・更新委員会

森理事より、2月6日に2024年度第8回専門医認定・更新委員会を開催したことが報告され、議事録が示された。

(5) サブスペシャルティ領域検討委員会

江口理事より、3月7日に2024年度第11回サブスペシャルティ領域検討委員会を開催したこと、本日資料提示した議事次第に基づき議論を行ったことが報告された。

(6) 総合診療専門医検討委員会

飯野理事より、2月25日に第7回総合診療専門医検討委員会を開催し、総合診療専門医領域の学会の連携を目的としたコンソーシアムの準備委員会を設置したこと、2025年度総合診療専門医認定試験・更新試験の実施要領について協議を行い、10月5日実施を決定したことが報告された。

(7) 「専門研修プログラム委員会」「研修検討委員会(プログラム等)」合同会議

江口理事より、3月5日に「専門研修プログラム委員会」「研修検討委員会(プログラム等)」合同会議を開催し、2026年度開始予定専門研修プログラムのスケジュール・申請項目、専攻医の研修実績確認についての手順、特定の理由による研修開始の遅れに関する運用、臨床研修医コースの年次報告の予定等について報告したことが報告された。

(8) 地域医療・定員問題検討委員会

渡辺理事長より、2月26日に2024年度第4回地域医療・定員問題検討委員会を開催し、2025年度専攻医募集結果を報告したこと、医道審議会医師分科会医師専門研修部会で提案された2026年度シーリングの基本方針について厚生労働省担当者による説明があり委員からは特段の異論は出なかったことが報告された。また、基本方針の主な内容は、都道府県の人口を考慮してシーリングを検討すること、これまでシーリングの枠外に設定していた特別地域連携プログラムをシーリング枠内に設定すること、専門研修指導医の派遣実績に応じて、通常枠内における定員に一定の割合を上限として加算することが説明された。

さらに、3月4日に第1回2026年度専門医養成数に関する検討協議会全体会議を開催し、同会議においても、2025年度専攻医募集結果の報告、2026年度シーリングの基本方針の説明を行ったところ、シーリングの方針については様々な意見が出されたこと、シーリングの意義をはじめ、特に指導医の派遣実績について議論が交わされたことが報告された。また、今年度も11月1日からの専攻医募集開始と

したいことから、次回の地域医療・定員問題検討委員会を4月上旬に開催することを目標として各基本領域学会に意見書の提出を求めていること、当該委員会における決定事項を再度基本領域学会に説明するスケジュールを予定していることが併せて報告された。

理事からは、指導医派遣実績について認める範囲とデータ整理の煩雑さについて言及があり、渡辺理事長からは、基本領域学会に意見聴取し、厚生労働省とも相談しながら進めていく意向が示された。また、別の理事からは、今回の案が大幅な変更であることから1年程度の猶予が必要ではないかという意見が出され、渡辺理事長からは、委員会での議論結果を反映しながら進めていく意向が併せて示された。

(9) 必要専門医数検討ワーキンググループ

齊藤副理事長より、3月11日に第5回必要専門医数検討ワーキンググループを開催したこと、各基本領域学会へのヒアリング結果をまとめる段階に入っており、専門医制度全体のビジョンを考えるうえで、ジェネラリストとスペシャリストに大きく分けて整理する必要があるという意見に集約され、ジェネラ

リストに該当するのは誰かについて検討する必要があることを含め、議論を行ったことが報告された。また、渡辺理事長から必要専門医数および専門医制度全体のビジョンに関するシンポジウム開催の提案があることも併せて報告された。

(10) 外部評価委員会

外部評価委員会からの資料提示があった。

2. 専攻医登録状況について

渡辺理事長より、2025年度研修開始予定の専攻医登録数の確定値が報告された。

3. 高額取引報告

事務局より、2025年2月支払分における高額取引が報告された。

4. 令和7年度定時社員総会について

渡辺理事長より、令和7年6月30日に令和7年度定時社員総会を開催する予定であること、会場は航空会館を予定していること、主な議題は令和6年度事業報告および決算報告であることが報告された。

5. その他

(1) 厚生労働省令和6年度医療施設運営費等補助金交付決定について

福原理事（財務委員会委員長）より、専門医に関する情報データベース作成等事業を対象とする厚生労働省令和6年度医療施設運営費等補助金が交付決定したことが報告された。事業に要する経費の2分の1にあたる130,434,000円であり、前年度に引き続き今年度も概算払いという形で3月に同額の交付（入金）済であることが併せて報告された。

(2) 厚生労働省令和6年度調査分析事業報告書について

渡辺理事長より、厚生労働省に対して「基本領域専門研修プログラム/カリキュラムで研修を行う医師の想定労働時間数等の調査分析事業」の報告書を提出したことが報告された。

(3) 次回（3月24日）定例記者会見について

浅井理事（広報委員会委員長）より、次回の定例記者会見を3月24日に開催すること、次第内容は専攻医採用状況についてとすることが報告された。

IV. その他

渡辺理事長より、2月21日開催の理事会で顧問弁護士就任が承認された弁護士の徳永博久氏との顧問契約の締結手続きが完了し、4月1日付で就任いただくことが報告された。

最後に、本日の理事会は、Web会議システムにより、出席者の音声及び映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時適格な意見表明ができる状態であり、また本日の理事会開催中は同システムに終始異常がなかった。

本理事会での決定事項

- ・産婦人科領域のプログラム整備基準の変更を承認した。
- ・産婦人科領域における1件のプログラム廃止を承認した。
- ・臨床研究コースの周知・広報のためのパンフレット・ポスター作成のための外部委託費を承認した。
- ・各委員会委員長に令和6年度（2024年度）事業報告の執筆を依頼することを承認した。
- ・第6期各委員会活動における目的・目標の修正を承認した。
- ・各委員会の成立・議決要件の統一について倫理・COI委員会が独自の議決要件を設けることを承認した。
- ・委員会総則（2016年策定）の廃止、委員会規程（2020年策定）の改定を承認した。
- ・情報セキュリティ関連規程の改定を承認した。
- ・理事会承認を必要とする500万円/月以上の支払いについて、認定証の発行・発送委託料についてのみ理事会報告で支出可能とすることを承認した。
- ・サブスペシャリティ領域研修に関するデータ管理について、まず、医籍登録番号と研修開始・終了日の入力とマイページへの反映を行い、研修施設データについては当面は任意入力としてマイページには反映させないことを承認した。
- ・JMSB Online System+に入力される医籍登録番号の正誤を確認するAIシステムの導入について条件付きで承認した。
- ・専攻医募集方法に関する検討ワーキンググループが開催するシンポジウムの運営にかかる外部委託費用を承認した。
- ・機構の定めた認定基準に基づき学会の一次審査に合格した内科（2024年度82名、2023年度7名、2022年度2名）、小児科（487名）の専攻医について、委員会での二次審査の結果、機構認定専門医として新規認定したことを承認した。
- ・機構の定めた更新基準に基づき学会の一次審査に合格した整形外科（3,163名）、臨床検査（93名）、リハビリテーション科（456名）、皮膚科（438名）、脳神経外科（2024年度20名、2025年度1,755名）、放射線科（1名）、精神科（1,757名）、形成外科（658名）、麻酔科（2,026名）の専門医について、委員会での二次審査の結果、機構認定専門医として更新認定したことを承認した。
- ・総合診療領域の新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置を承認した。
- ・外科領域の学会専門医から機構専門医への移行に関する外科学会からの照会事項への回答を承認した。
- ・若松氏を事務局長とすることを承認した。
- ・事務局長を補佐する次長を採用することを承認した。

今後の会議予定

- ・第6期第11回理事会 2025年4月18日（金）16時00分～18時00分

以上

以上をもって、本日予定された議事を終了し、18 時 35 分に散会した。この議事内容を明確にするため、この議事録を作成し、定款第 33 条第 2 項の規定に従い、出席した代表理事および監事が記名押印する。

2025 年 3 月 21 日

理 事 長 渡 辺 毅 
渡 辺 毅

副 理 事 長 角 田 徹 
角 田 徹

副 理 事 長 齊 藤 光 江 
齊 藤 光 江

監 事 兼 松 隆 之 
兼 松 隆 之

監 事 茂 松 茂 人 
茂 松 茂 人